

市民活動補助事業がスタート

これから活動を始めたい、または新たな事業展開を図りたいという、市民団体の皆さんのきつかけづくりを主な目的として、市民活動補助事業を今年度から実施します。

市民団体等が市民主体のまちづくりに向けて、自主的に取り組む事業に対し、経費の一部を補助するものです。公募型補助制度であり、審査会を経て、採用された事業に対して補助金を交付します。

補助の対象となる事業

主に下野市内で実施される市民活動で、主に下野市民を対象とした事業です。市民活動とは、市民の皆さんが様々なコミュニティを通して、地域のため、社会のために行う活動のことです。例えば、環境保全に関する活動、防犯活動、子育て支援、こどもの健全育成に関する活動などが挙げられます。

ただし、営利や宗教、政治、選挙を目的とする活動や、特定の地区や個人・団体を対象とした事業は除きます。

補助が受けられる団体

次の要件に該当する団体が対象になります。

(1)公益活動を目的とする市民活動

団体等（実行委員会、連絡会、協議会等の組織のように複数の団体等により構成された組織を含む）
 (2)市内で活動実績がある市民活動団体等（今後も活動を予定する場合を含む）
 (3)5人以上の会員で組織され、継続して活動できる見込みがある市民活動団体等

補助事業の要件

補助金は、初期の段階を支援する「新規スタート補助事業」、次のステップを支援する「継続ステップアップ補助事業」の2種類に区分します。

なお、補助交付回数は、新規スタート補助は1事業につき1回、継続ステップアップ補助は1事業につき2回までです。

◇新規スタート補助事業

（継続ステップアップ補助事業共通事項）

- (1)市内で実施される事業であること
- (2)補助事業の対象期間中において、事業の財源として本市または本市外郭団体等における他の補助金等を受けざる事業でないこと（予定も含む）
- (3)自主的に取り組む事業で、市民主体のまちづくりの原動力となる効果があると認められる事業であること（主催団体のみに帰属すること）

- 事業を除く）
- (4)事業の実施計画が明確であること
- (5)単年度ごとに成果が出る事業であること

◇継続ステップアップ補助事業（2年目、3年目）

- (1)新規スタート補助事業の実績があること
- (2)今後の事業の継続を予定していること
- (3)新規スタート補助事業の開始年度から起算して3年を経過していないものであって、かつ、補助事業としての継続性が認められるもの
- (4)新規スタート補助事業の要件に該当していること

補助金額

◇新規スタート補助事業

上限額10万円（補助率2分の1）

交付回数 1事業1回限り

◇継続ステップアップ補助事業

上限額30万円（補助率2分の1）

交付回数 1事業2回まで

補助対象となる期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日の間に実施される事業が、補助の対象となります。ただし、補助事業の決定前に事業が完了する場合は、市民活動補助金を活用した事業であることが確認できないため、対象外とさせていただきます。

補助金交付事業を募集します

●補助事業応募方法

申請に必要な書類をそろえて、6月29日(金)までに総合政策課（国分寺庁舎2階）の窓口へ直接提出してください（郵送・ファックス等は不可）。

◇提出書類

- ①市民活動補助金交付申請書②団体に関する調書③直近年度の団体の収支（決算）報告書④申請年度の団体の予算書⑤定款、規約、会則等⑥役員名簿又は会員名簿⑦市民活動事業計画書⑧市民活動予算計画書⑨市民活動事業予定表⑩その他活動等の説明において必要な書類

※提出書類の様式等は、総合政策課窓口、または市ホームページから入手できます。

補助事業説明会を開催します

●日時 6月17日(日)

1回目 午前10時30分から

2回目 午後1時30分から

●場所 ゆうゆう館会議室（小金井789番地）

補助事業の応募には、説明会（2回のうちいずれか1回）に出席することが必要となりますので、必ずご出席ください。なお、説明会に出席できない場合は、総合政策課において説明を受けていただきます。

●問い合わせ先

総合政策課政策推進グループ
 （国分寺庁舎2階）

☎(40)5550